介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

哥	業所番号	サ <i>ー</i> ビス 種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	変更年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3	770201675	訪問介護	訪問介護事業所 ファミリーハート	7630053	丸亀市金倉町 1557番地5	0877-35 -9980	0877-35 -9983	2019/4/30	廃止	香川県ファミリーハート 株式会社	丸亀市金倉町 1557番地5	池内 麻衣	代表取締役